

1 始良市総合運動公園施設使用料

(1) 陸上競技場及び附帯施設

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1時間当たり	
専用使用	アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下の児童生徒	1,000円	3,000円
		上記以外の者	2,000円	
	その他に使用する 場合		6,000円	9,000円
一部 使用	8人制サッカー コート(1面)	アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下の児童生徒	500円
			上記以外の者	1,000円
		その他に使用する 場合		3,000円
	陸上競技施設	アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下の児童生徒	160円
			上記以外の者	320円
		その他に使用する 場合		960円
更衣室			130円	
会議室			130円	
放送室			130円	

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(2) テニスコート

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1時間当たり	
一面につき	高校生以下の児童生徒		160円	480円
	上記以外の者		320円	
照明施設			1面 250円	

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料(照明施設は除く。)は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(3) 多目的広場

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1時間当たり	
専用使用	アマチュアスポー ツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	110円	330円
		上記以外の者	220円	
	その他に使用する場合		640円	990円

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(4) 野球場及び附帯施設

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1時間当たり	
専用使用	アマチュアスポー ツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	250円	760円
		上記以外の者	510円	
	その他に使用する場合		1,530円	2,290円
スコアボード(1試合)			2,080円	
更衣室			130円	
放送室			130円	
会議室			130円	
役員室			130円	
審判室			130円	
屋内野球練習場			650円 ただし、野球場を使用する者が併せて使用する場合は、使用料は徴収しない。	
投球練習場			130円 ただし、野球場を使用する者が併せて使用する場合は、使用料は徴収しない。	

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(5) 体育館及び附帯施設

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1時間当たり	
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	870円	2,620円
		上記以外の者	1,750円	
	その他に使用する場合		5,250円	7,870円
一部使用	バスケットボールコート(1面)	高校生以下の児童生徒	430円	
		上記以外の者	870円	
	バレーボールコート(1面)	高校生以下の児童生徒	210円	
		上記以外の者	430円	
	バドミントンコート(1面)	高校生以下の児童生徒	50円	
		上記以外の者	100円	
卓球(1台)	高校生以下の児童生徒	50円		
	上記以外の者	100円		
会議室			130円	
多目的室			130円	
役員室			130円	
トレーニング室(1回)			210円	
			回数券12枚つづり1冊につき 2,100円	
シャワー施設(3分間)			50円	
放送室			130円	
照明施設	専用使用		1,750円	
	一部使用(1回路4灯)		210円	

備考

- 1 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 2 市外居住者が使用する場合の使用料(照明施設は除く。)は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(6) 人工芝グラウンド及び附帯施設

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1時間当たり	
専用使用	アマチュアスポー ツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	750円	2,250円
		上記以外の者	1,500円	
	その他に使用する場合	4,500円	6,750円	
照明施設			1,300円	

備考

- 1 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 2 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設は除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。
- 3 人工芝グラウンドを半面使用するときの使用料は、1時間使用料の2分の1とする。
- 4 人工芝グラウンドの照明施設を半面使用するときの使用料は、1時間当たりの使用料の2分の1とする。